

日出町下水道事業経営戦略

令和 2 年度～令和 31 年度

(2020 年度～2049 年度)

概 要 版

令和 3 年 3 月

日出町上下水道課

目次

1 経営戦略策定の趣旨.....	1
1.1 経営戦略策定の目的.....	1
1.2 計画期間及び目標年次.....	1
2 下水道事業の概要.....	1
3 将来の事業環境.....	2
4 経営の基本方針.....	2
5 投資・財政計画.....	3
5.1 基本パターンの考察.....	3
5.2 収支ギャップの解消.....	3
6 使用料体系の設定.....	5
7 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	6

1 経営戦略策定の趣旨

1.1 経営戦略策定の目的

我が国における下水道事業は、施設の老朽化に伴う更新時期の到来や人口減少等に伴う下水道使用料収益の減少等により、経営環境は厳しさを増しています。

そこで総務省は、将来にわたってサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう公営企業における経営の基本計画である「経営戦略」を令和2年度末までに策定することを地方公共団体に要請しました。

日出町下水道事業においても、将来的に施設の更新費用が増加していくことに対し、人口減少に伴う収益減が予想されているなか、これらの状況に対応し、将来にわたり住民生活に必要不可欠な下水道事業を安心かつ安定的に提供していくことを目的に「日出町下水道事業経営戦略」を策定します。

1.2 計画期間及び目標年次

下水道事業における経営戦略の計画期間は、総務省発出の『「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について』や『経営戦略策定・改訂ガイドライン』によって、10年以上の合理的な期間を設定することが必要だとされています。その中でも、後述する投資・財政計画にあたる「投資試算」や「財源試算」については30～50年超の推計を行うことが求められています。

以上を踏まえ、本経営戦略の計画期間は30年間とし、目標年次を令和31(2049)年度とします。

2 下水道事業の概要

本町下水道事業は、公共下水道事業、漁業集落排水事業及び農業集落排水事業の3事業で構成されており、各事業の現状及び概要は以下のとおりです。

表 2-1 下水道事業の概要（令和元年度末）

項目	公共下水道事業	漁業集落排水事業	農業集落排水事業
供用開始年	昭和61年4月1日	平成6年3月31日	平成9年3月31日
法適・法非適	平成31年4月1日 全部適用		
整備済面積	471.4 ha(整備率61%)	12.0 ha(整備完了)	25.0 ha(整備完了)
処理区域内人口	16,146人	792人	920人
水洗化人口	13,176人	706人	701人
水洗化率	81.6%	89.1%	76.2%
処理場名称	日出町浄化センター	大神漁港集落浄化センター	原山地区農業集落浄化センター

3 将来の事業環境

将来の行政区域内人口は、「国立社会保障・人口問題研究所（平成30年3月公表）」による予測人口の減少率を用いて予測しており、令和元年度の約28,400人から30年間で約5,500人の人口減が予想されます。また、処理区域内人口は、公共下水道事業の面整備により、一時的に人口が増加し、減少傾向へ転じる見込みであり、水洗化人口も同様の傾向で推移していくものと予測されます。水洗化人口及び水需要の動向から有収水量を予測した結果、一時的に増加していますが、令和13年度以降は減少していく見込みです。

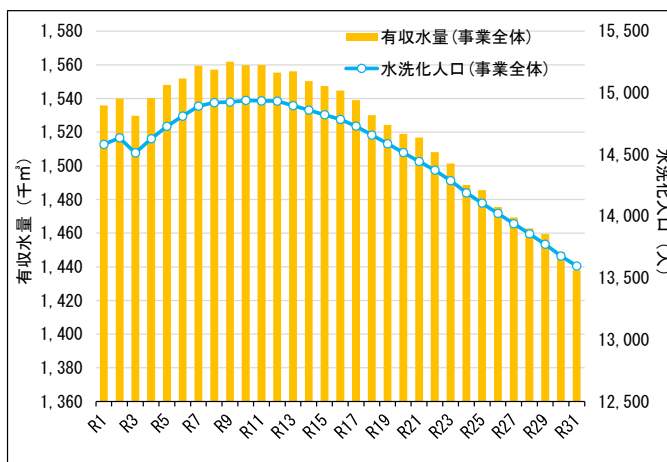


図 3-1 有収水量の予測

将来の下水道事業の計画は、主にストックマネジメント計画に基づく老朽化施設の改築事業及び維持管理事業が中心となりますが、汚水管路の新設整備、雨水管路の新設整備についても事業を実施していきます。

新設整備

- 令和2年度から令和12年度まで**汚水管路の新設整備**を実施
- 令和5年度から令和6年度にかけて**雨水管路の新設整備**を実施

改築、維持管理計画

- ストックマネジメント計画に基づき、**汚水管路の点検・調査及び改築事業**を実施。
- ストックマネジメント計画に基づき、**汚水中継ポンプ場、処理場の各施設について点検・調査及び改築事業**を実施。

図 3-2 将来の投資及び維持管理計画

4 経営の基本方針

本町下水道事業において、今後は人口減少及び有収水量の減少等の社会変化に対応した事業経営が求められており、将来にわたり、持続可能な下水道事業経営を推進していくため「第5次日出町総合計画」及び「大分県生活排水処理施設整備構想」をはじめとし、本町下水道事業に係る関連計画を上位計画として、右図のとおり方針を定め、事業経営の健全化を図ります。

日出町下水道事業 経営の基本方針

企業会計方式による
健全で持続可能な経営の推進

計画的かつ効率的な
下水道施設の改築・維持管理

具体的施策例

- 計画的な維持管理による施設管理の適正化
- 老朽化施設の改築・修繕により安定したサービスの提供
- 施設の耐震化により地震に強い下水道を構築
- 下水道使用料の適正化による一般会計繰入金の削減

図 4-1 日出町下水道経営の基本方針

5 投資・財政計画

将来の収支予測を検討するためには、収支の勘定科目ごとに諸条件を設定のうえ推計を行う必要があります。数多くのパターンが考えられます。そこで本経営戦略においては、下水道使用料、建設改良費等、収支全体に占める割合が大きい主要な勘定科目について、今後の整備事業量等を反映させた『基本パターン』を設定し、その結果から収支ギャップがみられる場合にはこれら勘定科目ごとにシミュレーションを行い、最適な計画を立案します。

5.1 基本パターンの考察

直近の施設整備量等を踏まえた「基本パターン」による投資・財政計画表を作成した結果、収益的収支では、計画期間を通して年間約 25,000 千円の純損失が見込まれる結果となりました。また、資本的収支の不足を補う「補填財源」は、令和 3 年度から令和 8 年度にかけて不足が生じる結果となり、事業を実施していくための財源を確保できていない状態です。

5.2 収支ギャップの解消

収支ギャップの解消案として、下表の 3 パターンについて収支シミュレーションを行いました。

各パターンにおける収支シミュレーション結果を踏まえ、本経営戦略では、「Case3」を改善パターンとして採用します。

表 5-1 収支ギャップの解消案

項目	説明
Case1_下水道使用料改定	段階的に 16%の改定を行うことにより、令和 25 年度以降は、収支不足が解消され、独立採算による事業運営が可能となる。
Case2_一般会計繰入金 (基準外)による対応	下水道使用料改定の必要はなく、住民の負担増は生じないが、一般会計への負担増が懸念される。
Case3_上記 2 項目の複合案 (採用)	本町下水道事業の使用料単価は 149 円/m ³ であることから、目標使用料単価を九州地内の団体の中でも最大である 226 円/m ³ に設定し、段階的改定を行う。また、改定後の収支不足分は一般会計繰入金（基準外）により対応。

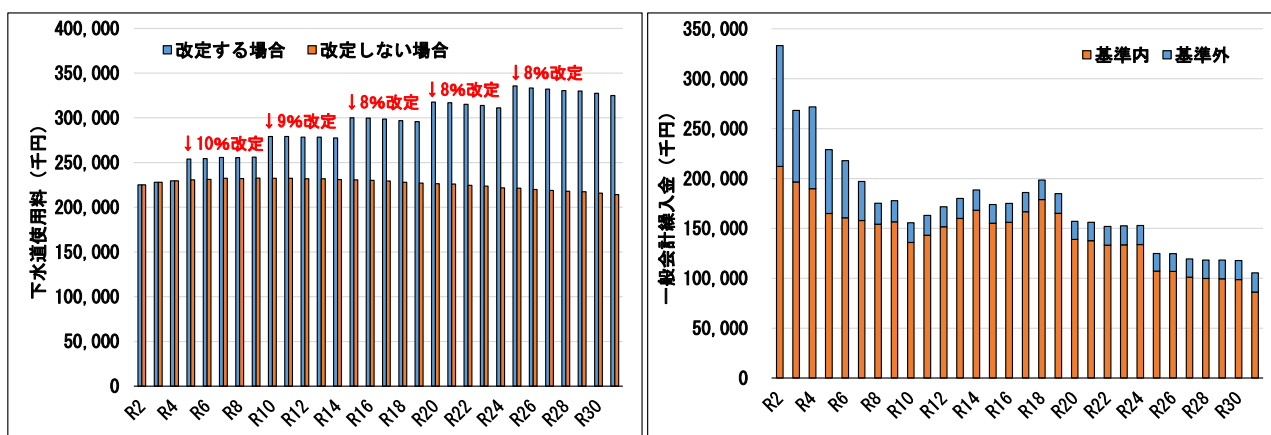


図 5-1 改善パターンにおける下水道使用料及び一般会計繰入金※の推移

※一般会計繰入金の詳細は 5 頁に記載しています。

改善パターンでは、下水道使用料を改定してもなお、純損失が予想されるため、一般会計繰入金（基準外）により補うこととなりますが、5年ごとに8%~10%の改定を行うことにより、住民の負担を少しでも抑えるとともに一般会計繰入金の削減を図ることができます。

また、収支計画では、現金支出を伴わない損益勘定留保資金により資本的収支の財源不足が補填され、収支バランスを保つことが可能となります。

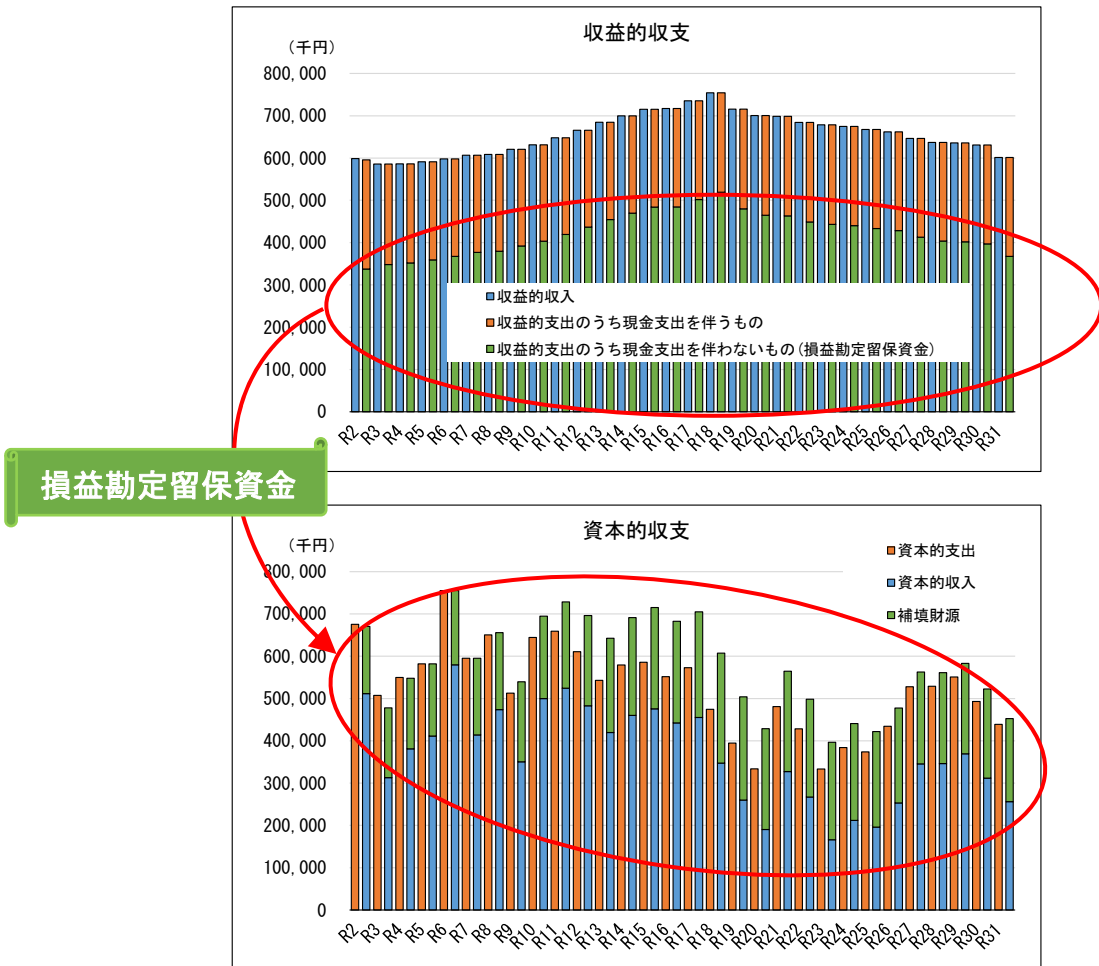


図 5-2 改善パターンの収益的収支及び資本的収支推移

6 使用料体系の設定

「下水道使用料算定の基本的考え方 2016年版 公益社団法人日本下水道協会」に基づき、令和5年度から令和9年度まで使用料改定シミュレーション（改定率10%）の検討を行います。

検討は、図6-1に示す手順で行い、各項目の概要は次のとおりです。

- **使用料対象経費の算定**
投資・財政計画にて設定した下水道使用料にて賄うべき経費を採用しています。
- **使用料対象経費の分類**
使用料対象経費は、図6-2のとおり「需要家費」「固定費」「変動費」に分類されます。
- **使用者群の区分**
本町が現在採用している使用料体系をベースに、水量区分ごとの使用者を把握・整理します。
- **使用料対象経費の配賦**
図6-2のとおり各経費が持つ性質を踏まえ、一定の割合に基づき「基本料金」「超過料金」に配賦します。

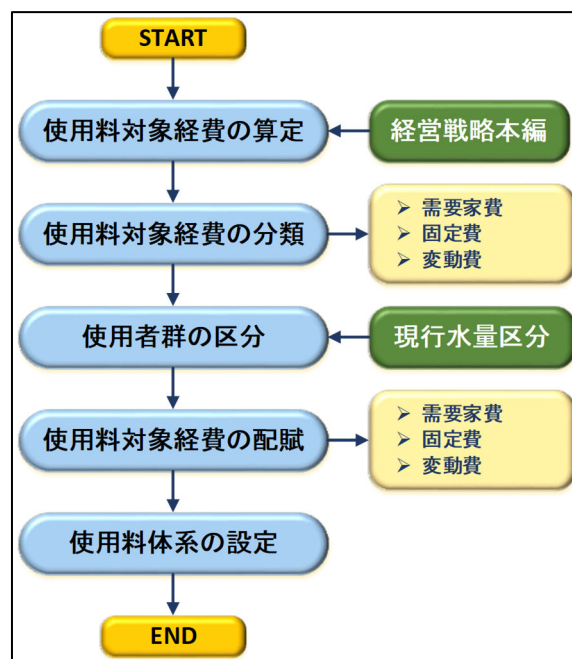


図 6-1 使用料体系の設定フロー

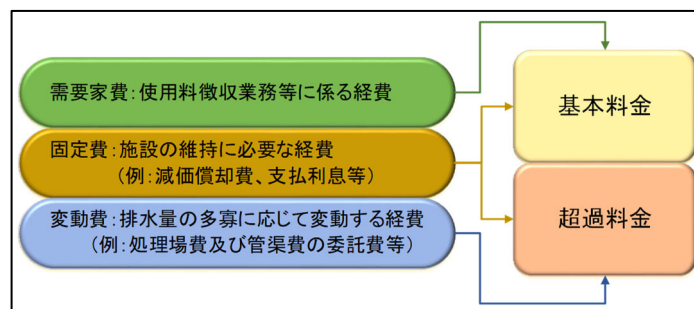


図 6-2 使用料体系の設定フロー

以上の手順より、改定後の使用料体系は下表のように算定されました。

表 6-1 改定前後料率表

料金区分 \ 項目	現行(税込)		改定(税込)		改定率 B/A
	A		B		
基本料金	8 m ³ まで	1,048 円	8 m ³ まで	1,132 円	8%
超過料金	9~10 m ³	137 円	9~10 m ³	146 円	7%
	11~20 m ³	154 円	11~20 m ³	164 円	6%
	21~50 m ³	187 円	21~50 m ³	201 円	7%
	51~100 m ³	192 円	51~100 m ³	204 円	6%
	101 m ³ ~	198 円	101 m ³ ~	221 円	12%

7 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

本経営戦略の進捗状況について、PDCA サイクルの考え方に基づいたフォローアップを行い、経営指標により達成状況を確認、計画と実績との乖離が生じた場合はその原因を分析し、必要に応じて計画の見直しまたは改善検討を行います。

表 7-1 経営戦略事後検証及び改定スケジュール

種別	令和 2 2020	令和 3 2021	令和 4 2022	令和 5 2023	令和 6 2024	令和 7 2025	令和 8 2026	令和 9 2027	令和 10 2028	令和 11 2029
事後 検証	計画 策定	○	○	○	○	次計画 策定	○	○	○	○

[一般会計繰入金について]

一般会計繰入金とは、一般会計（税金を経理する会計）から下水道事業の運営のために繰入れられるお金のことです。下水道事業の運営に要する一部の経費には、一般会計が負担すべきとされている経費があり、具体的な基準は総務省から毎年度通達され、この基準により下水道会計に繰り入れられる繰入金を「基準内繰入金」、それ以外（主に財源不足を補うための繰入金）を「基準外繰入金」といいます。

日出町下水道事業では、以下に示す項目を「基準内繰入金」として繰入れています。また、これまでの下水道施設の整備事業に伴い生じた企業債（借金）の償還金の一部について「基準外繰入金」として一般会計から繰り入れている状況です。

項目	説明
雨水処理に要する経費	雨は自然現象であり、雨水を排除する受益は、地域全体に及ぶことから、雨水処理に要する費用は一般会計が全て負担することとなります。
分流式下水道等に要する経費	下水の排除方式は、雨水と汚水を合わせて処理する「合流式」、雨水と汚水を分けて処理する「分流式」に区分され、分流式は、合流式に比べ公共用水域の水質保全効果が大きい反面、費用が大きくなります。 分流式を採用し、汚水処理を行うことにより、水質保全等、地域全体の便益を生み出すため、処理に要する費用の一部は、一般会計が負担することとなっています。但し、繰入額の条件としては、総務省が提言している適正な下水道使用料（150 円/m ³ ）をもってしても賄うことができない費用分とされています。
下水の規制に関する事務に要する経費	公共用水域の水質保全は、水質汚濁防止法により定められており、水質の維持は地方公共団体の責務であるため、水質調査等に要する費用の一部は、一般会計で負担されます。
水洗便所に係る改造等に関する事務に要する経費	下水道は、接続が可能となってから3年以内に接続することが下水道法により義務付けられています。そこで、汲み取り式から水洗便所へ改造する際、公権力の行使に該当する一部の費用については一般会計が負担することとなっています。
地方公営企業法の適用に要する経費	総務省は、経営状況の明確化、透明性の向上等を図る観点から地方公営企業法の適用を推進しており、その際に生ずる経費の一部は一般会計が負担することとなっています。
地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費	地方公営企業職員（ここでは上下水道課職員）が児童手当を受ける際には、児童手当法によって手当を受けます。この法は、国が定めたものであるため経費の一部については、一般会計が負担することとなっています。
下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費	平成18年に下水道事業の地方財政措置（国が一定の条件に基づき地方公共団体へ財政支援を行うこと）の基準が変更され、それに伴い生じた財源不足は町債（特別措置分）により対応することとなりました。この町債は、国の施策が背景にあることから、その元利償還金は全て一般会計が負担することとなっています。
臨時財政特例債の償還に要する経費	昭和60年度から平成4年度に国から支援される補助金の割合が引き下げられ、引き下げられ分は町債（臨時財政特例債）により措置を行いました。この町債は、国の施策が背景にあることから、その元利償還金は全て一般会計が負担することとなっています。
雨水（汚水）施設の用地に係る元金償還金等	雨水（汚水）処理設備を設置する場所確保のために購入した土地は、その後、所管換えの可能性があるため、土地の購入に要する経費は一般会計が負担することとなっています。